

JBSA 事故防止対策特別規則(2019)

目的

1. この規則は、JBSA が主催する競技に適用する。

誓約書の提出

2. 競技に参加する選手は、登録の際に、ブラインド選手を含む全員がレース委員会に誓約書(本規則の最後に添付)を提出しなければならない。

出場停止の罰則

3. 衝突・接触事故を起こしたチームは、主催者から、翌日のレースまたは次の大会に出場停止の罰則を受けることがある。

風速によるリミット

4. 瞬間最大風速 10m/s(20 ノット)を越える場合で、レース委員長がレースを行うことが困難と判断した場合、国際セーリング競技規則 27.3 を適用する。

申告書

5. レースに参加した艇のサイテッドスキッパーは、その日の出艇する時と帰着した時にレース委員会に申告書 (レース委員会指定の用紙) を提出しなければならない。

損害補償金

6. 損害補償金の徴収については、金額、その他、その大会の実行委員会が決める。損害補償金は衝突、接触事故の修理代および艇備品の損害に充てるが、修理代がこれを越えた場合は、原則として、関係のチームが話し合い等により修理代を負担しなければならない。

保険

7. オーナーの保険は使用しない。
実行委員会が参加者の費用負担で保険を掛けることもある。

サイテッドスキッパーの乗船位置の制限

8. レース委員会が Q 旗を揚げた場合は、サイテッドスキッパーはヘルムスパーソンの近くにおいて、すぐにティラーを取れるようにしなければならない。

レース中止について

9. 大きな衝突事故が起きた場合は、大会会長の判断で大会そのものを中止することがある。

講習会の実施

10. 艇長会議の前または後に、衝突を防止するための安全講習会又は安全会議を実施する。

2019 修正；レース公示および帆走指示書に記載の語句に統一

(以下 別紙)

誓約書

大会名 第14回全日本ブラインドセーリング選手権

大会会長 伊藤 常男 殿

1. 国際セーリング競技規則および JBSA 事故防止対策特別規則を遵守することを誓います。
2. レース中の衝突・接触事故により艇に損傷を与えた場合、当方の責任の度合いに従い弁償いたします。
3. 衝突の危険がある場合、権利艇であっても必ず回避行動を行います。

2019年5月25日

チーム名 _____

氏 名 _____ 印

氏 名 _____ 印

氏 名 _____ 印

氏 名 _____ 印

代表者住所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____